

# 障害者福祉システム等標準化検討会 第4回合同WT

## 市区町村構成員アンケートの ご意見に対する事務局見解

令和4年11月18日  
事務局提出資料

# 1. 市区町村構成員アンケートのご意見に対する事務局見解①

No	ご意見概要	事務局見解
1	<p>標準化への移行作業については、当該業務にかかるスケジュール調整、フィット&amp;ギャップ調査、その他準備に必要な作業等を実施していくことになる、現行ベンダと行うことが最も効率的であると考えています。</p> <p>システム標準化を実施することにより、次回以降のシステム更新に伴うデータ移行費削減やベンダロックインの解消につながることは望ましいと考えますが、<u>標準化移行時に限っては、連絡調整や移行作業等に問題がなければ、現行ベンダ(又は標準化移行に向けた準備作業に携わったベンダ)との随意契約を選択できるよう統一的な方針を決めて欲しい。</u></p>	<p>地方自治法施行令(第167条の2)(特定の要件に該当する場合に限り、随意契約を締結することが可能)や各自治体で定めている随意契約ガイドラインや調達ガイドラインにより、<u>随意契約が適切と考えられる場合においてもそれが困難であるため、時限措置的に国から指針を示してほしいとのご意見ではないかと推察</u>いたします。</p> <p>20業務の全てに対する統一的な見解が必要になると考えられ、総務省又はデジタル庁でなければ回答が難しいのではないかと考えられます。<u>総務省が開設している標準化PMOやデジタル庁が開設しているデジタル改革共創プラットフォームへ申し入れていただきますよう、お願いいたします。</u></p>
2	<p>&lt;データ移行の懸念や課題についての意見&gt;</p> <p>他システムの構築において<u>下記の事例が発生したため、システム標準化に伴う別ベンダーのシステムへの移行について懸念</u>がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・データ移行費に高額な手切れ金を含めて要求される。</li><li>・現行ベンダーがデータの移出を拒む。次期ベンダーとの協議に応じない。</li><li>・現行ベンダーが次期ベンダーへ、現行PKGの仕様提供を拒む。</li></ul>	<p>標準システムへの移行に係るベンダーの選定等につきましては、障害者福祉システム標準仕様書で取り扱える範囲を超えておりますので、申し訳ございませんが、<u>総務省が開設している標準化PMOやデジタル庁が開設しているデジタル改革共創プラットフォームへ申し入れていただきますよう、お願いいたします。</u></p>

# 1. 市区町村構成員アンケートのご意見に対する事務局見解②

No	ご意見概要	事務局見解
3	<p><u>運用が始まった後の標準仕様書の改定</u>にあたっては、ベンダーでの実装等の期間、PIAの実施等を考慮し、<u>施行の半年～1年前には実施</u>することとしていただきたい。</p>	<p>令和5年度以降の改定につきましては、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化のために検討すべき点について」デジタル庁(令和4年10月)の31ページに<u>標準仕様書の改定に関する基本的な考え方</u>が示されておりますので、まずはご確認をお願いいたします。</p> <p>標準仕様書改定の基本的な考え方を踏まえて、<u>今後デジタル庁と関係府省で調整</u>されるとのことです。</p>
4	<p>標準仕様書対象業務全般で標準化の検討を進めている中で<u>現行システムで対応しなければならぬ法改正が実施</u>されている。</p> <p>二重投資となってしまうため、<u>標準化が完了するまではシステム改修を伴う法改正を抑止</u>してほしい。</p>	<p>障害DBにつきましては、政策の企画立案等のために医療や介護のような障害DB構築が必要で早期に対応する必要があり、一方で、標準化につきましては全省庁的な動きとして進められてきたものであり、<u>主体や背景が異なるので稼働のタイミングが必ずしも一致していない状況</u>となっております。</p> <p>障害DB構築は効果的・効率的な制度改正や報酬改定につなげるため、標準化は住民サービスの向上を目指した政策ですので、<u>ご理解いただきますようお願いいたします</u>。</p> <p>なお、令和6年度以降に標準準拠システムに移行される自治体におきましては、障害者総合支援法令和6年度改正につきましても同様に一致しない状況になると考えられます。</p>